追加議案第２号

那須烏山市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

那須烏山市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めることについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第１号の規定により議会の議決を求める。

令和７年６月１０日提出

那須烏山市長　川　俣　純　子

那須烏山市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

令和　年　月　日

那須烏山市条例第　号

那須烏山市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成17年10月那須烏山市条例第30号）の一部を次の表のように改正する。

<table>
<tr><th>改　正　後</th><th>現　　行</th></tr>
<tr><td>

（議員報酬の額）
第２条　議会の議長、副議長及び議員（以下「議長等」という。）の議員報酬の額は、次のとおりとする。
⑴　議長　月額　400,000円
⑵　副議長　月額　330,000円
⑶　議員　月額　310,000円

（期末手当）
第7条　略
２　期末手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した日現在）において議長等が受けるべき議員報酬の月額に、その議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額に、那須烏山市長、副市長及び教育長の給与及び旅費に関する条例（平成17年10月那須烏山市条例第34号）の適用を受ける市長の例による割合を乗じて得た額とする。

（支給方法）
第8条　議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給方法については、那須烏山市職員給与条例（平成17年10月那須烏山市条例第37号）の適用を受ける職員の例による。

別表（第６条関係）
<table>
<tr><th rowspan="2">鉄道賃、船賃及び航空賃</th><th rowspan="2">車賃</th><th rowspan="2">日当（１日につき）</th><th colspan="2">宿泊料（１夜につき）</th><th rowspan="2">食事料（１夜につき）</th></tr>
<tr><th>県外</th><th>県内</th></tr>
<tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr>
</table>
備考
１　県内の地域及び県外の地域のうち市長が別に定める地域に旅行した場合おける日当は、支給しない。
２　前項に定めるもののほか、この表により支給する旅費の取扱いについては、那須烏山市職員等旅費条例（平成17年10月那須烏山市条例第39号）の適用を受ける職員の例による。

</td><td>

（議員報酬の額）
第２条　議会の議長、副議長及び議員（以下「議長等」という。）の議員報酬の額は、次のとおりとする。
⑴　議長　月額　370,000円
⑵　副議長　月額　300,000円
⑶　議員　月額　270,000円

（期末手当）
第7条　略
２　期末手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した日現在）において議長等が受けるべき議員報酬の月額に、その議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額に、那須烏山市長、副市長及び教育長の給与及び旅費に関する条例（平成17年　　那須烏山市条例第34号）の適用を受ける市長の例による割合を乗じて得た額とする。

（支給方法）
第8条　議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給方法については、那須烏山市職員給与条例（平成17年　　那須烏山市条例第37号）の適用を受ける職員の例による。

別表（第６条関係）
<table>
<tr><th rowspan="2">鉄道賃、船賃及び航空賃</th><th rowspan="2">車賃</th><th rowspan="2">日当（１日につき）</th><th colspan="2">宿泊料（１夜につき）</th><th rowspan="2">食事料（１夜につき）</th></tr>
<tr><th>県外</th><th>県内</th></tr>
<tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr>
</table>
備考
１　県内の地域及び県外の地域のうち市長が別に定める地域に旅行した場合おける日当は、支給しない。
２　前項に定めるもののほか、この表により支給する旅費の取扱いについては、那須烏山市職員等旅費条例（平成17年　　那須烏山市条例第39号）の適用を受ける職員の例による。

</td></tr>
</table>

附　則

この条例は、令和８年５月１日から施行する。